

自筆証書遺言の作成事例

I. 相談内容

高田さん（仮称）夫婦は、隣の敷地に住む長男夫婦と暮らしています。

相談者の高田忠夫さんは、80歳を越えており自分の死後、妻の老後が安心して暮らせるようにしたいこと及び長男夫婦に妻の世話をしてもらいたいこと等を考えており、遺言書を残し、自分の思いを実現したいと思っている。

2. 家族構成

高田夫妻と隣の土地に居住する長男夫婦とその子供及び遠方にいる独身の次男がいます。

相続関係図は以下のとおり。

遺言者
高田忠夫
昭和10年10月1日生



(長男の妻)

★妻
高田花子
昭和16年6月4日生

★ 法定相続人

★長男
高田正宏
昭和48年6月1日生

(長男)
高田正一
平成16年8月1日生

高田洋子
昭和55年8月2日

★次男
高田正伸
昭和53年10月8日生

3. 高田忠夫さんの相続財産（財産目録）

① 不動産

- ・土地・建物（評価：宅地1200万円、建物350万円）
- ・農地（4か所）（評価：1か所300万円×4箇所=1,200万円）

②預貯金等

- ・A銀行定期預金：2,000万円
- ・B銀行定期預金：1,000万円
- ・C社株式1000株：500万円（現在の時価）

③生前贈与

- ・長男にとなりの土地にある宅地100坪（原則相続開始時評価：500万円）

4. 高田さんが考えている遺言による相続分

① 宅地・建物・農地・預貯金・株式・生前贈与分の合計と相続分
(単位: 万円)

相続人	相続分	金額	相続分総額	割合 (%)
妻の花子	現在の宅地・建物	1,500	3,850	57.0
	居住宅地の前の畠	300		
	A銀行預金	2,000		
長男の正宏	農地3か所	900	2,400	35.6
	B銀行預金	1,000		
	生前贈与	500		
次男の正伸	C社株式	500	500	7.4
遺産の総額			6,750	100

② 留意点

- ア. 生前贈与された財産は相続財産の対象となります。
- 1. 相続人には、遺留分侵害額の請求権（相続人が自己の最低限の遺産の取り分を確保することができる制度）があり、法定相続分の2分の1を請求する権利があります。

次男の場合、遺産総額の2分の1（子供）の2分の1（法定相続分）の2分の1の額（約844万円）を請求する権利があります。（相続分344万円少ないことになります）

*遺留分の侵害について付言事項を加え理解を得る。

5. 遺言書作成例と留意事項

◆自筆証書遺言書

遺言者 高田忠夫は、次のとおり遺言する。

★相続人には「相続させる」と書く

第1条 遺言者は、遺言者所有の次の不動産及びA銀行〇〇支店に預託してある預金債権の全部を、遺言者の妻高田花子に相続させる。

(1) 土地 ★土地は「所在」と「地番」を書く

所在 愛媛今治市高市甲〇〇番地〇
地番 ○番〇〇

(2) 建物 ★建物は「所在」と「家屋番号」を書く

所在 愛媛今治市高市甲〇〇番地〇
家屋番号 ○番〇〇

(3) A銀行定期預金 証書番号〇〇〇 預貯金額：2,000万円

(4) 農地 1か所 愛媛県今治市高市甲〇〇番地〇

★生前贈与の財産は、遺産分割対象となる。

第2条 遺言者は、現在長男が耕作している農地3か所とB銀行〇〇支店に預託してある預金債権の全部を、遺言者の**長男高田正宏**に相続させる。

農地の3か所及び生前贈与した宅地は、別紙財産目録のとおり。

第3条 遺言者は、遺言者の**次男高田正伸**に所有者のすべての株式を相続させる。

詳細は、別紙財産目録のとおり。

★その他すべての財産の承継人の指定

第4条 遺言者は、第1条から第3条までを除く、遺言者所有の**その他すべての財産**を、**長男高田正宏**に相続させる。

★祭祀主宰者の指定（897条①但し書き）

第5条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、**長男高田正宏**を指定する。

★遺言執行者の指定

第6条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、長男高田正宏を指定する。

★必要に応じて付言を添える（「生前贈与を特別受益としない」「遺留分前妻請求をしない」等付言に明記することにより遺言者の意思を明確にすることが望ましい）

私はこの遺言の内容を、熟慮を重ねたうえで決めました。皆もこの内容に理解をしてくれると信じています。

家族会議で、長男に、私の死後も引き続き妻の老後の面倒をみてもらうことを家族全員で話し合いができて安心しました

私の死後、この遺言がすみやかに執行されて、家族が協力しあって幸せな人生を送ることを切に願います。

令和〇年〇月〇日 *吉日は無効

今治市高市甲〇〇番地〇〇
遺言者 高田忠夫 印

★全文、日付、氏名は自書しているものとする。

★別紙財産目録作成添付（財産目録はパソコン作成可。）

★遺言書が複数枚の時は、つなぎ目に「遺言書に押印した同じ印」を押す。

★封筒の確認

- 封書も遺言者が「すべて自書」する。
- 「遺言書に押印した同じ印」で封印する。
- 「遺言書と同じ日付」を書く。

《遺言封書の
イメージ》

【遺言書】

表

裏

遺言書 在中

遺言者	〇〇〇〇〇	実
年	平成	開封を禁ずる
月		この遺言書を遺言者の死後す
日		みやかに家庭裁判所に提出
		して検認をうけること。

【添付書類】

遺言書作成に関する
書類在中

年 月 日

遺言者 _____

〇〇行政書士事務所 _____

- ・遺言書の写し
- ・印鑑登録証明書の写し
- ・戸籍謄本
- ・相続関係説明図
- ・財産目録
- ・通帳の写し
- ・筆跡を証明する文書
- ・ビデオテープ
- ・行政書士の連絡先（名刺等）